

市長メッセージ

市民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策について（お礼）

本市では新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年2月27日に「飯能市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、本市の基本方針に基づき、市民の皆様の命と健康を守ることを最優先に、感染防止対策に取り組んでまいりました。

これまでに、政府対策本部により「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発令され、埼玉県においても、急激な感染拡大やクラスターの発生などにより、県民への「不要不急の外出の自粛」などの緊急事態措置が示されてきました。

本市におきましても、これらのことを受けて市民生活を守るために必要な感染防止対策及び本市の経済状況等を踏まえた8次にわたる緊急経済対策による生活支援など様々な措置を講じてまいりましたが、市民及び事業者の皆様には、長きにわたり大変なご不便をお掛けするとともに、感染防止対策について、ご理解、ご協力をいただきましたこと、更には多くの皆様から市へご寄付を賜りましたことに対しまして、併せて深く感謝申し上げます。

この度、国におきまして、5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症には該当しない5類感染症に位置づけるとされました。

つきましては、今後は、皆様お一人お一人が、流行状況に気を付けながら、「手洗い等の手指衛生」、「三つの密」の回避、「換気」などの基本的な感染防止対策を継続していただきますようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、感染症法上の位置づけにかかわらず、予防接種法に基づいて引き続き実施することとしていますので、本市の接種スケジュールに基づき、市内各医療機関において接種していただきたいと思います。

一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに、市民の皆様におかれましては、基本的な感染防止対策の継続についてご協力いただきますようお願い申し上げます。

令和5年5月9日

飯能市長

新井重治